

【号外】2022年10月18日

大阪府関係職員労働組合 (府職労)

電話 06-6941-3079 メール info@fusyokuro.gr.jp

救急医療管理

加算

額

管理手当、

看護職

員 0)

今回、このように修正

支給」について、当初の提

が「それはおかしい」と があったのは、労働組合 案した「看護職員救急」

局 10

は 月 18

9

月

29

日に提

旦

病院

機構

職員処遇改善手 センターの看護職員に支給

結果によるものです。 での原則を守り、全セン するべきでない。これま 専門医療を担っている。 すべき」と追及してきた れが役割を分担し、高度 病院の特性によって差別 ĺ 同 の手当を支給

が労働組

合に加入

立の病院として、 労組が「5センターは府 と提案しました。 職員を含む)に支給する 保健師、助産師、非常勤 この間、府職労・病院 それぞ

は?」と感じたことを伝

え、声をあげることがで

のために きるのが労働組合です。 は、みんな えることもできます。 こそ、声をあげ現状を変 労働組合があるから

当が支給されず、センタ 声をあげたからです。 るという状況となってい ーによって手当に差があ ンターの看護職員には手 れていれば、国際がんセ 当初の提案を受け入

む全センターの看護職

員(看護師、准看護師、

国際がんセンターを含 員処遇改善加算額」とし. 処遇改善手当、看護職 案を修正し、「看護職

員

ました。「おかしいので

引上げ、働きやすい職場 づくりを進めませんか。

入し、いっしょに給料の ない人はこの機会に加 労働組合に加入して

組合加入はこちらの web ページから申し込みがで きます。





【修正提案の概要】

1 提案理由

診療報酬における「看護職員処遇改善評価料」の新設が、令和4年10 月から看護職員の収入を3%程度(月額12,000円相当)引き上げるた めの措置であることに鑑み、看護職員処遇改善手当等を新設する。

2 内容

看護職員(看護師、准看護師、保健師、助産師(非常勤職員を含む。)。 以下「看護職員」という。)に対し、令和4年10月以降、診療報酬における 看護職員処遇改善評価料の制度がある間に限り、手当等を支給する。

3 対象者

大阪急性期・総合医療センター、大阪はびきの医療センター、大阪精神 医療センター、大阪国際がんセンター及び大阪母子医療センター(以下 「5センター」という。)に勤務する看護職員

4 支給要件等

看護職員処遇改善評価料の制度がある間、月の初日に5センターに 勤務する常勤の看護職員に看護職員処遇改善手当(月額12,000円) を、非常勤の看護職員に看護職員処遇改善加算額(1時間当たり78円 (ただし、月給者は、月額12,000円))を支給する。

要不可欠です。

活動を支えることが必